

熊本市営駐車場条例の一部改正について

熊本市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市営熊本城三の丸第二駐車場の項の次に次のように加える。

熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場	熊本市中央区二の丸1番10
------------------	---------------

別表第1中「桜の馬場観光交流施設駐車場」を「熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場及び桜の馬場観光交流施設駐車場」に改める。

別表第2の1の項駐車場の名称の欄中「熊本市営熊本城三の丸第二駐車場」の次に「、熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場」を加え、同項の表中「2時間」の次に「(バスにあっては、3時間)」を加え、「500円」を「700円」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) バス 道路交通法第3条の大型自動車及び中型自動車をいう。
 - (2) 普通自動車 道路交通法第3条の準中型自動車及び普通自動車をいう。
 - (3) 自動二輪車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

別表第2の1の項の表備考第2項中「熊本市営熊本城宮内駐車場」を「熊本市営熊本城二の丸駐車場、熊本市営熊本城宮内駐車場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、熊本市営熊本城二の丸駐車場にあっては、市長が特にバスに使用させ

ることが必要と認める場合には、この限りでない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提出理由)

熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場を新たに設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。